

## 投資信託取引規定集変更一覧

### 1. 特定口座取引規定

改定前	改定後	改定事由
<p>2. (特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)  <u>当行は</u>お客さまの<u>特定保管勘定</u>において、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。なお、同一の上場株式等は特定口座における保管と特定口座以外における保管を同時にすることはできません。</p> <p>(3)お客さまが相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した上場株式等で、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者が当行に開設していた<u>特定口座に引続き</u>保管の委託等がされているものであって、当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されたもの。</p>	<p>2. (特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)  <u>当行は</u>、お客さまの<u>特定口座に設けられた特定保管勘定</u>において、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。なお、同一の上場株式等は特定口座における保管と特定口座以外における保管を同時にすることはできません。</p> <p>(3)お客さまが相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した上場株式等で、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者が当行に開設していた<u>特定口座、法第37条の14 第5項第1号に規定する非課税口座、法第37条の14 の2 第5項第1号に規定する未成年者口座又は特定口座以外の口座（非課税口座及び未成年者口座を除きます。）</u>に引続き保管の委託等がされているものであって、当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されたもの。</p>	<p>相続名義変更時の手続改定</p>

<p>4. (特定口座の申込方法)</p> <p>(4)お客さまが特定口座にかかわる特定口座内保管上場株式等(特定口座に保管の委託等がされる上場株式等をいいます。以下同じ。)の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等のときまでに、当行に特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降は、お客さまからその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等のときまでに特にお申出がない限り、<u>当該特定口座源泉徴収選択届出書</u>の提出があったものとみなします。なお、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。</p>	<p>4. (特定口座の申込方法)</p> <p>(4)お客さまが特定口座にかかわる特定口座内保管上場株式等(特定口座に保管の委託等がされる上場株式等をいいます。以下同じ。)の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等のときまでに、当行に特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降は、お客さまからその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等のときまでに特にお申出がない限り、<u>その年において最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時より前に、当該特定口座源泉徴収選択届出書</u>の提出があったものとみなします。なお、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。</p>	<p>追記</p>
<p>5. (特定保管勘定における保管の委託等)</p> <p>特定口座にかかわる特定口座内保管上場株式等の保管の委託等は、<u>当該保管の委託等に係る口座</u>に設けられた特定保管勘定(当該口座に保管の委託等がされる上場株式等について、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において行います。</p>	<p>5. (特定保管勘定における保管の委託等)</p> <p>特定口座にかかわる特定口座内保管上場株式等の保管の委託等は、<u>特定口座</u>に設けられた特定保管勘定(当該口座に保管の委託等がされる上場株式等について、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において行います。</p>	<p>表記変更</p>
<p>8. (所得金額等の計算)</p> <p>特定口座における上場株式等の譲渡による所得の計算、および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得の計算については、<u>法その他関係法令</u>の定めに基づいて行います。</p>	<p>8. (所得金額等の計算)</p> <p>特定口座における上場株式等の譲渡による所得の計算、および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得の計算については、<u>法、所得税法その他関係法令等</u>の定めに基づいて行います。</p>	<p>表記変更</p>

<p>12. (特定口座内上場株式等の移管) 第2条第2号に規定する移管は、施行令第25条の10の2第10項および第11項の定めるところにより行います。</p>	<p>12. (特定口座内上場株式等の移管) 第2条第2項に規定するお客さまの特定口座への移管は、施行令第25条の10の2第10項および第11項の定めるところにより行います。</p>	<p>追記</p>
<p>13. (相続または遺贈による特定口座への受入れ) 第2条第3号に規定する上場株式等の移管による受入れは、施行令第25条の10の2第14項第3号または第4号および第15項から第17項の定めるところにより行います。</p>	<p>13. (相続または遺贈による特定口座への受入れ) 第2条第3項に規定する上場株式等の移管による受入れは、施行令第25条の10の2第14項第3号、第4号、第15号および同条第15項から第17項まで、または施行令第25条の10の5に定めるところにより行います。</p>	<p>追記</p>
<p>14. (特定口座年間取引報告書の送付) (1)当行は、法の定めるところにより特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客さまに交付します。また、第16条により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付します。</p>	<p>14. (特定口座年間取引報告書の送付) (1)当行は、特定口座を開設しているお客さまに対して、法の定めるところにより特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客さまに交付します。また、第16条により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客さまに交付します。</p>	<p>追記</p>